

令和8年度カワウ対策推進事業委託業務 公募型プロポーザル実施要領（募集要領）

- 1 委託業務名 令和8年度カワウ対策推進事業委託業務
- 2 業務の目的 「関西地域カワウ広域管理計画（第4次）」（令和5年3月策定）に基づき、関西地域におけるカワウの管理を推進するため、モニタリング調査をはじめとする各種のカワウ対策を実施する。
- 3 業務内容および実施区域等 別添「令和8年度カワウ対策推進事業委託業務 業務説明書」のとおり。
- 4 契約の期間 契約の日から令和9年3月30日（火）まで
- 5 参加するにあたり必要な条件 この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
 - (2) 関西広域連合の構成団体（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市および神戸市。以下「構成団体」という。）から入札参加資格者指名停止の措置を受けていない者であること。
 - (3) 構成団体の地方税、消費税および地方消費税を滞納していないこと。
 - (4) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下この号において「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
 - イ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - ウ 暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者
 - エ 役員等（公募型プロポーザルに参加する者の代表者もしくは役員またはこれらの者から関西広域連合との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）に暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人
 - オ 入札に参加する個人から関西広域連合との取引上の一切の権限を委任された代理人が暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合における当該個人
 - カ 暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している個人または法人
 - (5) 過去5年間に、環境省による「鳥獣保護管理に係る人材登録事業」のいずれか（ただし、専門とする鳥獣は「カワウ」に限る。）に登録された者を擁すること。
 - (6) 過去5年間に、カワウの生息数調査（公告日の前日までに引渡し完了したものに限る。）を元請契約し、完成した実績を有すること。
 - (7) 広域における生息数を適正に評価するため、調査地域において可能な限り同一期間内（概ね2週間程度）に一斉に生息数調査を実施するための人員動員能力を有していること。
 - (8) (5)、(6)および(7)のほか、業務説明書に記載する業務を的確に遂行する能力を有すると認められる者であること。

6 担当部署

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

関西広域連合広域環境保全局（滋賀県琵琶湖環境部生物多様性保全課内）

TEL：077-528-3489 FAX：077-528-4846 E-mail：dg0001@pref.shiga.lg.jp

7 説明会

説明会は開催しない。

8 企画提案書の提出方法、提出先および提出期限

企画提案書

提出書類：企画提案書、誓約書、様式1および様式2

提出方法：持参または郵送によること。

提出先：6に同じ。

提出期限：令和8年4月23日（木） 17時00分必着

提出部数：2部（正本1部、副本1部）

見積価格：企画提案書内において様式2により見積価格を呈示すること。

※正式な見積書については、契約候補者が決定の後、提出すること。

※持参する場合の受付時間は、土日を除く、平日9時00分から17時00分とする。

※郵送の場合は、記録が残る簡易書留等で行い、提出期限までに提出先に届いていること。なお、郵送の場合はその旨を6まで連絡すること。

9 予定価格

18,532,800円（消費税および地方消費税（税率10%）を含む）

10 公募型プロポーザルに係る質問

提出書類：メールまたはFAX（様式は自由）

提出先：6に同じ。

提出期限：令和8年4月15日（水） 17時00分必着

※企画提案の審査に関する質問は受け付けない。

※メールまたはFAXによる場合は、提出先に着信確認を行うこと。

回答については、4月20日（月）を目途にホームページの下記の場所に質問および回答の内容を掲載する。

<https://www.kouiki-kansai.jp/koikirengo/jisijimu/kankyohozen/index.html>

11 資料の閲覧

参加者に対して、以下のとおり資料閲覧の期間を設ける。

（1）実施期間

令和8年4月7日（火）から令和8年4月23日（木）まで。ただし、土日を除く、平日9時00分から17時00分とする。

（2）閲覧場所

滋賀県庁本館4階 生物多様性保全課執務室内

（3）閲覧資料

閲覧が可能な資料は、以下のとおりである。

・カワウ対策推進事業委託業務報告書（令和6年度）

（4）その他

閲覧を希望する者は、希望する日の1営業日前までに上記6に記載する担当部署に連絡を行うこと。

1.2 審査および契約予定者の決定方法

(1) あらかじめ定めた評価項目および評価点に基づき提出された企画提案書等の審査を行い、総合点が最も高かったものを当該業務の契約予定者とする。

(2) 審査項目および配点

審査項目		点数
提案内容について	過去の実績等	5
	計画、方法、スケジュール等の妥当性	5
	モニタリング調査の実効性	5
	カワウ対策を適切に実行する能力	5
	カワウ保護管理に関する知見・技術の総合的評価	5
各項目の事業費について、経費節減を意識した内容・金額となっているか		5
合 計		30

(3) 審査会が必要と認めた場合は、審査会が指定する企画提案書等の提出者に、ヒアリングを実施する場合がある。この場合の日程・場所等については、別途通知するものとする。

(4) 合計点の平均点で18点に満たない場合は、契約予定者とししない。

(5) 企画提案の採否（審査結果）は、別途通知する。

1.3 無効

(1) 提出期限等に遅れた場合

(2) 企画提案書等に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合

(3) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合

(4) 企画提案書等の記載内容に実現できない項目が含まれていることが判明した場合

(5) 見積金額が予定価格を超えるもの。

(6) その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

1.4 その他留意事項

(1) 手続きにおいて使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨とする。

(2) 企画提案書等の作成、提出およびヒアリング等に関する費用は、提出者の負担とする。

(3) 提出された企画提案書等は返却しない。

(4) 企画提案書等を受理した後は、加筆、訂正、差し替え等は認めない。

(5) 採用された企画提案書に記載された提案内容は、原則、仕様書に反映されるものとする。

(6) プロポーザルの結果（参加者名、見積額、総合点および各評価項目の評価点）について問い合わせがあれば公表するものとする。